

会則の一部改正について

兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡協議会会則の一部を次のように改正する。

1) 【役員等】 第4条

| 現会則 | 改正案 |
|--|--|
| <p>【役員等】 第4条 1 協議会に次の役員を置き、協議会の運営にあたる。 1)会長 1名 2)副会長 2名 3)監事 1名・研修担当 4名・広報・総務担当 4名</p> | <p>【役員等】 第4条 1 協議会に次の役員を置き、協議会の運営にあたる。 1) 会長 1名 2) 副会長 1～2名 3) 監事 1名 4) 研修担当 2～4名、広報・総務担当 2～4名</p> |

2) 【役員等の選出】 第6条

| 現会則 | 改正案 |
|--|--|
| <p>【役員等の選出】 第6条 役員等は会員の推薦を受け、役員会にて選出する</p> | <p>【役員等の選出】 第6条 <u>1 役員等は会員の推薦を受け、役員会での協議をもって役員候補者を決定し、総会にて承認を得るものとする</u> <u>2 役員候補者については、会員の推薦の他に事業所の運営状況や地域性などを考慮し決定する</u> <u>3 役員等が任期途中で欠員となった場合には第7条の規定に関わらず、役員会での協議をもって役員候補者を決定し、次の総会にて承認を得るものとする</u> <u>4 役員が任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする</u></p> |

3) 【事務局】 第16条

| 現会則 | 改正案 |
|--|--|
| <p>【事務局】 第16条 協議会の事務局は<u>会長が所属する事業所に置く</u></p> | <p>【事務局】 第16条 協議会の事務局は<u>役員を務める事業所に設置することとし、総会での承認を得ることとする</u></p> |